

農 業 委 員  
農地利用最適化推進委員

# 募 集 案 内

氷見市農林畜産・いのしし等対策課  
氷見市農業委員会

氷見市及び氷見市農業委員会では、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、現農業委員の任期満了（平成 29 年 7 月 19 日）に向けて、次期農業委員と、新たに設置する農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の受付を、下記により行います。

## 記

### 1 業務内容

#### 1) 農業委員

|      |   |
|------|---|
| 身分   | 氷見市非常勤特別職員  |
| 職務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議（毎月 1 回の総会）</li> <li>・ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導業務</li> <li>・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加</li> </ul> |
| 報酬   | 会長 月額 15,000 円<br>委員 月額 13,000 円<br>（「氷見市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）  |

#### 2) 推進委員

|      |   |
|------|---|
| 身分   | 氷見市非常勤特別職員  |
| 職務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当区域内の農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務</li> <li>・ 農地パトロール（農地利用状況調査）</li> <li>・ 農業者の農地利用意向確認などの調査活動</li> <li>・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加</li> </ul> |
| 報酬   | 月額 13,000 円<br>（「氷見市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）   |

### 2 任期

- (1) 農業委員 平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日まで
- (2) 推進委員 農業委員会が委嘱した日から平成 32 年 7 月 19 日まで

### 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員及び推進委員は、次に掲げる者であって、(3)共通事項条件の要件に該当する者。なお、(4)欠格事項のいずれかに該当する者は、委員及び推進委員となることはできません。

#### (1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

#### (2) 推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(3) 共通事項条件(農業委員及び推進委員)  
市が設置する他の附属機関等の委員である場合は、兼務が禁止されていない者

(4) 欠格事項(農業委員及び推進委員)

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

#### 4 推薦及び募集を行う人数

(1) 農業委員 15名

なお、農業委員の構成については、次のとおり、法律で規定されています。

1) 認定農業者又は(※)認定農業者に準ずる者が8人以上であること(農業委員の過半数)

※①認定農業者OB、②認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、③認定新規就農者、④農事組合法人や法人化計画を提出している集落営農組織の役員、⑤人・農地プランに掲載されている中心的経営体

2) 中立的な立場で公正な判断をすることができる者として、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人以上であること

(2) 推進委員 19名

○推進委員が担当する地区割

旧朝日丘、旧東、加納地区で1人

稲積地区、旧余川村、旧基石村、旧上庄村、旧熊無村、旧速川村、旧久目村、旧窪村、旧宮田村、旧十二町村、旧神代村、旧布勢村、旧仏生寺村、旧八代村、旧阿尾村、旧藪田村、旧宇波村、旧女良村 は各1人

注) 農業委員及び推進委員の両方に推薦及び応募することはできませんが、兼任することはできません。

#### 5 募集期間

平成29年4月3日(月)から平成29年5月2日(火)まで

#### 6 選出方法

(1) 農業委員

候補者の総数が15人を超えた場合又は市長が必要と認めた場合は、評価委員会を開催してそれぞれの候補者を審査します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(2) 推進委員

候補者の総数が19人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、選考委員会を開催してそれぞれの候補者を審査します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 7 選考結果の通知

選考結果は、平成 29 年 5 月下旬を目途に推薦者及び応募者に郵送で通知します。

## 8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の審査以外の目的に使用することはありません。

## 9 申込方法

(1) 所定の「推薦書」(地区推薦・団体用)又は「応募届出書」に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

| 申込先                                 | 申込方法            | 申込場所及び宛先               |
|-------------------------------------|-----------------|------------------------|
| 氷見市農林畜産・いのしし等<br>対策課<br>氷見市農業委員会事務局 | ① 直接持参※<br>② 郵送 | ① 氷見市役所<br>② 宛先：末尾記載住所 |

※ 直接持参する場合、受付時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です。

※ 郵送の場合は、5 月 2 日(火)必着となります。

(2) 募集案内及び申込みに必要な書類は、氷見市ホームページからダウンロードできます。

※ 配付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

## 10 申込関係書類の公表

農業委員会等に関する法律の改正に基づき、選考に当たっての透明性及び公平性を確保するため、募集期間中・募集期間終了後の 2 回、申込関係書類の内容(住所を除く)について、次のとおり、市ホームページに公表しますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 推薦者(個人)は、氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者(法人)は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格及びその他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(3) 応募者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況

(4) 推薦の理由又は応募の理由

## 11 注意事項

(1) 申込書類は理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご承知おきください。

(2) 推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。

《お問合せ・郵送での申込先》

〒935-8686 氷見市鞍川 1060 番地 氷見市役所 1 階

氷見市農林畜産・いのしし等対策課

氷見市農業委員会事務局

TEL 0766-74-8096 FAX 0766-74-1447

E-mail nougyou-i@city.himi.lg.jp

氷見市ホームページ <http://www.city.himi.toyama.jp>

## 農業委員会等に関する法律及び農業委員会が所掌する事務

### 1 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

### 2 農業委員会が所掌する事務（必須事務）

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）によりその権限に属された事項
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- (4) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）に関する事項